



第十一管区海上保安本部

令和元年6月19日

発表：午後8時

中国海洋調査船「海洋地質九号」の視認について（第2報）

- 1 午後4時15分頃、しょう戒中の当庁巡視船が、魚釣島の西北西約72キロメートルの我が国排他的経済水域内において航行中の中国海洋調査船「海洋地質九号」が、ワイヤー様のものを海中へ延ばしているのを確認したことから、我が国排他的経済水域において、我が国の同意を得ない海洋の科学的調査等を実施することは認められない旨の中止要求を無線にて実施しました。
- 2 午後4時38分頃、同調査船は、魚釣島の西北西約74キロメートルの日中の地理的中間線を西北西向け航過しました。
- 3 以後、同調査船の動静に特異動向が認められなければ、本報をもって最終報といたします。